

## 「今後の地方教育行政の在り方について（審議経過報告）」に関する意見募集 結果概要

### 1. 実施要領

- (1) 実施期間：平成25年10月16日（水）～平成25年11月5日（火）の21日間
- (2) 実施方法：総務省が運営する総合的な行政ポータルサイト「e-Gov」に掲載  
郵送、FAX、メールにて受付

### 2. 集計結果

- (1) 総意見数

**合計 673件**

※ 1人から複数の意見提出があった場合は、それぞれ別個に計上。

- (2) テーマ別集計

※ 提出意見中に、複数の意見が並列して記載されている場合は分けて計上しているため、下表の意見数の合計は、総意見数と異なる。

テーマ	意見数
1. 教育委員会制度の在り方について	599件
2. 教育行政における国、都道府県、市町村の役割分担と各々の関係の在り方について	115件
3. 学校と教育行政、保護者・地域住民との関係の在り方について	15件
4. その他（審議経過報告全体への意見も含む）	84件

### 3. 主な意見の例

- ※ 1つの意見を分けて記載している場合や同内容の意見を集約している場合がある。
- ※ 下線は文部科学省において追記。

#### 1. 教育委員会制度の在り方について

##### ◆ 新しい教育委員会制度の方向性について

- 審議経過報告で示された教育委員会制度改革の2つの案は、ともに首長と教育長という個人の権限を強化するものであり、教育の継続性・安定性・政治的中立性の確保からの問題を惹起させる。(同旨多数)
- A案・B案ともに問題があり、教育委員長を常勤化し、教育委員の互選で選出するとともに、教育委員から教育長を選出することを廃止する形が望ましい。(同旨多数)
- A案については、現行の合議制執行機関から首長の附属機関になることにより、政治的に特定の党派にかたよりのある首長の考えが直接教育を左右することも考えられる。首長が変わるたびに、方針が変わるようなことになれば、学校現場は混乱し、子どもや保護者、地域の人々、教職員が振り回されてしまうことにもなりかねない。(同旨多数)
- 教育全体の最終責任は国にあることを認めつつ、地元民の意思を反映した首長による教育行政を実効あらしめるための改革をすることが必要であり、選挙で選ばれた首長を中心に指揮命令系統と責任の所在を明確にすべき。
- A案はまさに合議体としての教育委員会の機能を大きく変える抜本的な案であるのに対し、B案は政治的中立性を意識した改善策である。わかりやすいのはA案。B案はますますわかりにくくなる。
- B案は実態に近いと思われるが、二つの改良が求められる。第一に教育委員は市民・現場との間の交流、意見交換の場を設け、もっと現場を知り、意見を聴取すべきである。第二に、教育長への教育委員会のチェックの強化が必要であり、そのためには月に数回集まるだけでなく教育委員会が常設に近いものになるか、独自の事務局を持つ必要がある。
- B案については、緊急な課題を要することに関しては教育委員長決済で決定し、事後に教育委員会会議で承認を得るとする規定を設けることが良いのではないか。(同旨多数)

◆ **教育委員の人選の在り方について**

- 教育委員には見識のある人・学校現場をよく分かっている人を任命してほしい。保護者・学識経験者・教育経験者など、多様な立場の人を任命してほしい。（同旨多数）
- 「合議制教育委員会がしっかりしていない」という声があるが、責任は首長と議会にもある。首長は、教育委員選任の際の説明責任を果たすこと、また、議会も同意する際に委員候補者に所信を聞くなど十分にチェックすることが必要である。（同旨多数）
- 教育委員の公選制を復活させ、住民の意見を直接に教育行政に反映させることが望ましい。（同旨多数）

◆ **教育行政関係者の資質能力の向上等について**

- 教育委員会の学校支援が十分行えるよう、事務局職員は現場主義の意識を常に持つとともに、学校教育、教育行政、教育財政に能力・識見がある者が配置されることが求められる。また、事務局職員の増員をはかること、小規模市町村教育委員会の体制の充実をはかることが必要である。（同旨多数）
- 教育委員会が事務局を含めて、机上のプランではなく、教職員・子ども・保護者・地域との対話を通じた現場主義にもとづく施策立案と教育条件整備を行うことが必要である。そのために、教育委員が直接、学校の意見・要望を聴取する場を頻繁に設定するとともに、住民とのタウンミーティングを開催するなど説明責任を果たすことが重要である。（同旨多数）

◆ **その他、教育委員会制度の在り方について**

- 首長に教育長に対する罷免権を付与すれば、教育長は、首長の意向に沿わないような主張は出来なくなる。教育長が一定程度首長の影響を受けつつ、しかし、闇雲に従う事がないようにするには、首長に罷免権を持たせつつ、歯止めをかける事が必要である。現在のA案B案では、議会の同意が必要とされているが、議会は首長と同一の会派が多数派になっている場合も多く、必ずしも歯止めになるとは考えられない。そこで、「教育委員会の同意を教育長罷免の条件とすること」を提案する。教育委員会は、議会の多数派や首長の政治的勢力とは距離を持っており、その意味で、中立性や継続性・安定性を担保するうえでの一定の歯止めになるのではないか。
- 教育予算編成について、単に首長に意見聴取の義務を課すだけでなく、教育委員会の意向が十分尊重されるよう首長と合議制教育委員会が協議する仕組みを整備することが必要である。（同旨多数）
- 「教育委員会」の会議を「教育委員会会議」、事務局を「教育委員会事務局」、会議と事務局と合わせたものを「教育委員会」、教育委員長を「議長」、教育長を「事務局長」とするなど、教育委員会に関する名称を変更すべきである。

- 社会教育について、現在自治体では社会教育施策と生涯学習施策が混在し、それぞれ似たような事業を行っていることが多いため、その棲み分けをすべく、教育長が所管する社会教育では対象を就学児童・生徒に限定し、成人を対象とするものについては首長が所管する生涯学習の施策や事業において行うべきであると考える。成人は相当程度に人格が確立されており、かつ、選挙権も与えられているため政治的中立性を確保する必要はあまりないと考える。

また、現行の社会教育施設のあり方についても、教育長が所管すべきものは科学博物館や宿泊研修施設など専ら学校教育に資する施設に限定するとともに、多くの成人が利用する図書館や公民館などは生涯学習施策の下で運営されるよう首長が所管するべきであると考える。

## 2. 教育行政における国、都道府県、市町村の役割分担と各々の関係の在り方について

### ◆ 公教育における国の最終的な責任の果たし方について

- 国の地方教育行政への果たす役割については、大綱的基準設定や財政支援などに止め、地方教育行政に対する関与は自治事務であることをふまえて限定的とすべきである。（同旨多数）
- 国の関与は正常な教育実現の為に必要不可欠と考える。沖縄県八重山地区の教科書採択の混乱は、地方自治体の遵法精神の欠如と指導力の不足を如実に映し出した結果であり、ここに於いて国が強い指導力を発揮する事が望まれる。

### ◆ 県費負担教職員の人事権・給与負担の在り方について

- 人事権については中核市等の同等規模の自治体や、それを希望する市町村においては移譲することが必要ではないか。
- 給与負担の指定都市への移譲については、財政的な裏付けがなされなければ、教育条件整備にマイナスの影響を与えるとともに、教職員の賃金引き下げなどにつながりかねないのではないか。

### ◆ 教職員の人事等における校長の意向の反映について

- 教職員の配置に対する校長の意向を反映させる取組や予算面における学校裁量を拡大し、校長のリーダーシップの下で自主的・自律的な学校運営ができるようにすることが必要である。

### ◆ 教育現場の士気を高める方策について

- 人事評価は、一定の効果を上げ始めているが、見直しが毎年行われることに課題（現場の混乱）がある。一定の年度の試行と評価を行うことが重要である。
- 教員の評価、学校の評価を処遇や表彰とセットで制度化することは、短期間で結果の出せることに努力が集中してしまうため、反対である。教育の結果や成果は数十年単位でみるべきものである。

◆ 第三者評価について

- 学校の第三者評価については、評価者が学校現場に十分入り、現場が抱えている問題を理解した上で評価するなら効果はあるだろうが、現状のように現場への無理解と一面的な評価基準で評価するならば、被害を受けるのは現場の教員と生徒である。教育効果が上がらない学校を予算面や人事面で支援するための評価にするのではどうか。これによって、競争によるデメリットが減り、格差是正が期待される。
- 第三者評価もさらに検討すべきだが、小規模自治体では、評価者に値する人材の問題がある。当面は「学校評価」のさらなる充実を望む。

**3. 学校と教育行政、保護者・地域住民との関係の在り方について**

- 国からの財政や施策の支援を前提とした上で、コミュニティ・スクールや学校支援地域本部等の活用を通じ、学校現場の声を最優先に尊重し、地域総がかりで学校教育の質を高めることが重要である。
- コミュニティ・スクールは小規模自治体にとっては、すぐにでも取り組める土壌があるが、改めて組織化を考えると地域の人材不足は否めない。学校評議員制度や学校地域支援本部などのこれまでの組織を洗いなおすことも必要ではないか。学校運営協議会を基盤とした協働体制の構築は喫緊の課題。